

令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業への質問と回答

No.	質 問	回 答
1	本公募・本事業において当該児童が複数 在籍している小学校や、重点地区と目さ れている地区等がありますか。	市域と1か所目の開設場所のバランス を考慮して、旧東磐井地域（大東・千厩・ 東山・室根・川崎・藤沢地域）での開所 が望ましいと考えています。そのほかの 地域でも応募は可能ですが、上記の地域 で開所するという提案に対しては、採点 を加点することを検討しております。
2	山目で開設している一か所目からどこ まで離ればよいのかを知りたいです。 旧一関市内だと開業できないなどの条 件があれば知りたいです。	
3	開設事業補助について、土地を借地契約 し建物を新築することは対象にならな いでしょうか。	借地契約する場合も建物の建築費用は 対象になりますが、借地料は開設事業・ 運営事業の補助対象外となります。なお 借地契約の場合は、事業を永続的に行え るよう、契約期間や内容に配慮してい たきます。
4	現在稼働している第三の居場所の稼働 状況について知りたいです。（実際の稼 働日や利用者数等）	一関市内の第三の居場所は、現在開設準 備中です。1か所目は、週5日程度、定 員20名の規模で開所する予定です。